

サービス利用基本契約書

株式会社きらり（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は甲の提供するサービスに関し、以下の通り合意した。

第1条 契約の目的

甲は乙に対し、甲の提供するサービスのうち、乙の選択により別紙「サービス利用申込書」に定めるサービスを甲のセンター（甲のサービスを提供する資質を有するものをいう）より提供することに合意した。

第2条 契約期間

1. 契約期間は、 年 月 日から 1 年間とする。
2. 本契約は当事者の一方が相手方に対し、契約終了の 1 か月前に更新しない旨の通知をしない限り、自動的に 1 年間同一の条件により更新されるものとし、その後も同様とする。

第3条 サービス提供時間

1. 甲は乙に対し、1回につき3時間から6時間の範囲でサービスを提供する。
2. 甲のサービスの提供時間は平日の以下の時間帯とする。不定期に休日、祝日も以下の時間帯でサービスを提供する。
 - 9:00～12:00
 - 12:00～18:00
3. 甲は不定期に平日、休日、祝日に以下の時間帯でサービスを提供する。
 - 6:00～9:00
 - 18:00～21:00

第4条 サービス利用料等

1. 甲のセンターの提供するサービス利用料は下表の通りとする。1回のサービスでシッティングとその他のサービスが混合する場合は、それぞれの時間で分けてサービス利用料を計算する。

平日	シッティング料金（非課税）	家事サポート料金（税込）
9時～18時	3,000円/時間	3,300円/時間
6時～9時	3,450円/時間	3,795円/時間
18時～21時	3,450円/時間	3,795円/時間

土日祝	シッティング料金（非課税）	家事サポート料金（税込）
9時～18時	3,300円/時間	3,630円/時間
6時～9時	3,795円/時間	4,175円/時間
18時～21時	3,795円/時間	4,175円/時間

2. 乙は、甲のセンターの自宅の最寄り駅から乙に対するサービス提供の場所の最寄り駅までの公共交通機関を利用した往復交通費を負担する。
3. 甲のセンターの自宅最寄り駅から乙に対するサービス提供場所までの移動時間が最短の公共交通機関を利用した結果 60 分を超える場合には、乙は甲に対し、遠距離手当 1000 円（税込

1100 円) を支払う (以下、サービス利用料、交通費及び遠距離手当を「サービス利用料等」という)。但し、甲は、乙の指名がある場合を除き、可能な限り、遠距離手当が発生しないサポーターを優先して手配する。

4. 初回のみ乙は事務手数料として 300 円を負担する。
5. 甲と乙は別紙「サービス利用申込書」でサービス利用料等について同意する。

第 5 条 サービス利用料等の支払方法

乙は、前条 4 項で同意したサービス利用料等について、サービス利用日のサービス開始前に甲のサポーターに、現金または PayPay 株式会社が提供する決済手段で支払う。甲のサポーターは、乙に対し領収書を発行する。

第 6 条 キャンセル・予約変更

1. サービス提供日前に乙がサービスの利用をキャンセルまたは変更する必要が生じた場合、乙は速やかに甲にキャンセルまたは予約変更の連絡をする。連絡先は下記のいずれかとする。

[連絡先] 産前産後サポートきらり 公式ラインアカウント (ID : 087cilyb)

Email Address: customer-service@kirari-for-family.com

2. 乙の申し出によりキャンセルもしくは予約日時の変更をする場合、乙は甲に対し、以下の通りキャンセル料を支払う。

予約日の 7 日から 4 日前	利用料金の 20%
予約日の 3 日前から 2 日前	利用料金の 50%
予約日の前日	利用料金の 80%
予約日当日	利用料金の 100%

3. キャンセル料はキャンセルが決定した日から 3 日以内に乙が甲の指定する口座に振り込んで支払う。但し、送金手数料は乙の負担とする。予約変更の場合には、変更後のサービス料金と合算して第 3 条の方法で支払う。
4. 第 2 項の規定は天災、乙及び乙の親族の死亡または入院、乙が厚生労働省の定める 2 類以上の感染症に罹患した場合または濃厚接触者となった場合は適用しない。
5. 天災、甲のサポーター及び甲のサポーターの親族が死亡または入院した場合、甲が厚生労働省の定める 2 類以上の感染症に罹患した場合、または濃厚接触者となった場合は、甲はできる限り交代可能なサポーターを用意しサービスを提供するものとする。但し、交代要員の調整が不可能な場合には、速やかに乙に連絡の上、予約をキャンセル・変更について、乙と協議する。この場合には、第 2 項の規定は適用しない。

第 7 条 秘密義務

1. 甲及び甲のサポーターは、乙に対するサービスを提供する上で知り得た乙及びその家族等に関する秘密を第三者に漏らしてはならない。この守秘義務は、契約終了後も継続するものとする。

2. 乙は、甲のセンターが乙にサービスを提供する上で知り得た甲のセンター及びその家族等に関する秘密を第三者に漏らしてはならない。この守秘義務は、契約終了後も継続するものとする。

第8条 個人情報の取り扱い

1. 本契約に伴い甲が取得した乙の個人情報に関する取扱いについては、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に取り扱う。
2. 甲が取得した乙の個人情報は以下の目的のために利用する。
 - ① 甲のサービスの提供
 - ② 甲の今後の新たなサービスの連絡
 - ③ アンケートの協力依頼
 - ④ 甲の従業員募集の連絡
3. 甲は前項の個人情報を甲の乙に対するサービスの提供に必要な範囲でのみ利用し、本人の同意または正当な理由なく第三者に提供しない。

第9条 相談・苦情対応

1. 甲のセンターによるサービスの提供に対し、乙は、サービスに対する要望や苦情を以下の連絡先に報告することができる。
【連絡先】 株式会社きらり カスタマーサービス窓口
Email Address: customer-service@kirari-for-family.com
2. 甲は前項の乙からの要望や苦情に対し、誠実かつ迅速に対応するものとする。

第10条 本契約の定めにない事項

1. 甲と及び乙は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとする。
2. この契約に定めのない事項については、甲及び乙が誠意をもって協議の上、定めることとする。

以上、この契約の終結を称するための本書を1通作成し、甲、乙記名押印の上、甲が原本を保有し、そのPDFデータを乙が保有する。

年 月 日

(甲)

住所 :

株式会社きらり

印

(乙)

住所 :

氏名 :

印